

別表十三(八)

18欄、26欄及び35欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()	別表十三(八) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
26欄 用地適正化計画認定の日 1 平 . .			交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26			認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の84第1項」、「第4項」※、 「平成23年旧措置法第68条の84第1項」又は「第4項」※ ② 区分番号に、「10364」又は「10261」 ③ 当該別表十三(八)26欄の金額(同欄の金額が32欄の金額を超える場合には、32欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の84第4項」、それ以外は「第68条の84第1項」
取得資産等の価額(17)			27				
譲渡直前の帳簿価額(14)			28				
譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額			29				
譲渡資産等の対価の額(11)			30				
(28 + 29) 又は (27 + 28 - 30)			31				
圧縮限度額 (27 - 31) × 0.8			32				
圧縮限度超過額 (26 - 32)			33				
取得期間			34	平 . . 平 . .			
特別勘定に経理した金額			35				
譲り受ける土地建物等の価額の見積額			36			認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の85第1項」、「第4項」※、 「平成23年旧措置法第68条の85第1項」又は「第4項」※ ② 区分番号に、「10365」又は「10262」 ③ 当該別表十三(八)35欄の金額(同欄の金額が42欄の金額を超える場合には、42欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85第4項」、それ以外は「第68条の85第1項」	
譲渡直前の帳簿価額(14)			37				
譲渡資産の対価の額(11)			38				
譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき(37)			39				
譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき (37) × (36 / 38)			40				
譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき (37) + (36 - 38)			41				
繰入限度額 (36 - (39, 40 又は 41)) × 0.8			42				
繰入限度超過額 (35 - 42)			43				
取得した土地建物等の価額			17	円			
交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額			18				
譲渡直前の帳簿価額(14)			19				
取得資産等の価額(17)			20				
取得資産等とともに取得した交換差金の額			21				
譲渡資産等の対価の額(11)			22				
取得資産等の価額に 対する帳簿価額 (19) × (20 / (20 + 21) 又は (20 / 22))			23				
圧縮限度額 (20 - 23) × 0.8			24				
圧縮限度超過額 (18 - 24)			25				
18欄			認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の84第1項」、「第4項」※、 「平成23年旧措置法第68条の84第1項」又は「第4項」※ ② 区分番号に、「10364」又は「10262」 ③ 当該別表十三(八)18欄の金額(同欄の金額が24欄の金額を超える場合には、24欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の84第4項」、それ以外は「第68条の84第1項」				